○郵送方式等による国内産糖交付金交付事務手続について

〔平成 19 年 10 月５日付 19 農畜機第 2689 号〕
改正　平成 20 年３月 26 日付 20 農畜機第 4989 号
平成 28 年 10 月３日付 28 農畜機第 3311 号
平成 30 年４月 25 日付 30 農畜機第 551 号
平成 31 年４月 26 日付 31 農畜機第 552 号
令和２年５月８日付２農畜機第 632 号
令和３年３月 31 日付２農畜機第 7466 号
令和７年３月 19 日付６農畜機第 8272 号

国内産糖交付金交付事務手続については、国内産糖交付金交付要綱（平成 12 年９月 29 日付け 12 農畜団第 1473 号。以下「交付要綱」という。）によるもののほか、交付事務手続の簡素化に資するため、以下に定めるところによる。

第１　交付金の交付申請方法

製造事業者等（交付要綱第４の２に規定する製造事業者等をいう。以下同じ。）は、交付要綱第８の１に規定する「国内産糖交付金交付申請書」（以下「交付申請書」という。）を持参する方法によるほか、郵送、ファクシミリ又は電磁的方法（以下「郵送方式等」という。）のいずれかの方法によって申請することができるものとする。

第２　交付金の交付申請に必要な届出

郵送方式等により交付申請をしようとする製造事業者等は、あらかじめ別紙様式第１号の「交付申請方式（新規・変更）届出書」により、利用する申請方式、ファクシミリを利用する場合にはファクシミリ番号、電磁的方法を利用する場合は電子メールアドレスを独立行政法人農畜産業振興機構特産運営部（以下「本部」という。）又は事務所（交付要綱第６の１に規定する札幌事務所、鹿児島事務所又は那覇事務所をいう。以下同じ。）に届け出るものとする。

なお、届出の内容に変更が生じた場合は、その都度、同別紙様式により届け出るものとする。

第３　届出簿の作成

本部又は事務所は、第２の届出があったときは、その届出の内容を届出簿に記載し、これを本部又は事務所に備え置くものとする。

第４　本部又は事務所のファクシミリ番号等の通知

本部又は事務所は、製造事業者等がファクシミリ又は電磁的方法を利用する届出書の提出があった場合は、機構のファクシミリ番号又は電子メールアドレス及びパ

スワード（以下、「ファクシミリ番号等」という。）を別紙様式第２号の「通知書」に記載し、製造事業者等に送付するものとする。なお、機構のファクシミリ番号等に変更があった場合も、通知書を送付する。

ただし、第２のなお書きによる届出があった場合、既に通知しているファクシミリ番号等に変更がない又は電磁的方法により申請を行う場合は通知を省略できるものとする。

第５　交付申請

（１）郵送の場合

製造事業者等は、交付申請書及び添付書類を別紙様式第３号の「国内産糖交付金交付申請送り状」を添えて、交付要綱第８の２に規定する申請期間内に本部又は事務所に到着するよう送付するものとする。

（２）ファクシミリの場合

製造事業者等は、交付申請書及び添付書類に「国内産糖交付金交付申請送り状」を添えて一括して、本部又は事務所にファクシミリにより送信するものとする。

（３）電磁的方法の場合

製造事業者等は、交付申請書及び添付書類に「国内産糖交付金交付申請送り状」を添えて、他のものが改ざんを行えない画像固定の状態の一括した電子媒体を機構が第４で通知したパスワードにより暗号化した状態にして、本部又は事務所に電子メールにより送信するものとする。電子メール以外の電磁的方法による場合は、当該電磁的方法の運営者の定める方法により行うものとする。

なお、（１）、（２）及び（３）のいずれの方式においても、交付申請書等の受理は交付申請書記載の申請日以降に行うものとする。

第６　交付決定

本部又は事務所は、交付申請手続に瑕疵がない場合は、交付要綱第９に規定する「国内産糖交付金交付決定通知書」を郵送方式等により製造事業者等に送付するとともに、その記録を整理しておくものとする。

第７　確認

本部又は事務所及び製造事業者等は、誤送付等を防止するため、双方が電話連絡等により確認を行うものとする。

附　則（平成 19 年 10 月５日付 19 農畜機第 2689 号）

この規程は、平成 19 年 10 月５日から施行する。

附　則（平成 20 年３月 26 日付 20 農畜機第 4989 号）

この規程の改正は、平成 20 年４月１日から施行する。

附　則（平成 28 年 10 月３日付 28 農畜機第 3311 号）

この規程の改正は、平成 28 年 10 月３日から施行する。

附　則（平成 30 年４月 25 日付 30 農畜機第 551 号）

この規程の改正は、平成 30 年４月 25 日から施行する。

附　則（平成 31 年４月 26 日付 31 農畜機第 552 号）

１　この規程の改正は、令和元年５月１日から施行し、令和元砂糖年度から適用する。

２　この規程の改正前に行われた別紙様式第１号及び２号による届出は、改正後においてもなお有効であるものとする。

附　則（令和２年５月８日付２農畜機第 632 号）

この規程の改正は、令和２年５月８日から施行する。

附　則（令和３年３月 31 日付２農畜機第 7466 号）

この規程の改正は、令和３年４月１日から施行する。

附　則（令和７年３月 19 日付６農畜機第 8272 号）

この規程の改正は、令和７年４月１日から施行する。

(別紙様式第１号)

交付申請方式（新規・変更）届出書

令和　　年　　月　　日

独立行政法人農畜産業振興機構
特産運営部長 殿
（又は○○事務所長）

所在地
名　称
代表者名

国内産糖交付金交付申請について、下記の申請方式を主な申請方式と定めたので、郵送等による国内産糖交付金交付事務手続について（平成 19 年 10 月 5 日付け 19 農畜機第 2689 号）第２の規定に基づき届け出ます。

なお、貴機構の事務手続の瑕疵以外の事由によって生じた不利益については一切の異議は申し立てません。

記

利用する申請方式にチェックを入れてください。

□　ファクシミリ　　□　電磁的方法

	新規又は変更後	変更前	適用年月日
ファクシミリ番号（※）			令和　　年　　月　　日
電子メールアドレス（※）			

（※）ファクシミリ、電子メールを利用する場合に記入願います。

(別紙様式第２号)

通　知　書

令和　　年　　月　　日

名称
代表者名　　殿

独立行政法人農畜産業振興機構
特産運営部長
（又は○○事務所長）

交付申請手続に使用するファクシミリ番号等を通知します。

ファクシミリ番号	
電子メールアドレス	
パスワード	

(別紙様式第３号)

国内産糖交付金交付申請送り状

（　□　郵送　□　ファクシミリ　□　電磁的方法　）

令和　　年　　月　　日

独立行政法人農畜産業振興機構
特産運営部長 殿
（又は○○事務所長）

名　　称
担当者名

下記の国内産糖交付金交付申請に係る交付申請書及び添付書類を別添のとおり送付します。

記

（令和　　年　　月　　期）

交付申請数量	交付申請書及び添付書類		枚数
kg	国内産糖交付金交付申請書		
	国内産糖検査確認書		
	国内産糖検査結果通知書		
	国内産糖売買証明書		
	国内産糖売買明細書		
	その他		
	計（送り状は含まず）		

※　申請方式にチェックを入れて下さい。